

高松市空き家等マッチング事業に関するQ & A

Q：申込書に記入した個人情報は何のために使われますか？

A：申込書に記入した個人情報は、次の3点のために使用いたします。それ以外の目的には使用いたしません。

- ① 登録事業者である宅地建物取引業者が「媒介を行うことができる物件かどうか」を調査するため。
- ② 取扱いを希望する登録事業者が、申込者と連絡を取るため。
- ③ 本市が実施する空き家等対策において、本市が所有関係者の方と連絡を取るため

Q：誰でも申し込めますか？

A：原則として、高松市に空き家等を所有している方なら誰でも申し込めますが、既に不動産業者と売買等の媒介契約を締結している物件はお申し込みできません。

Q：複数物件を申し込みたいのですが？

A：申込書をコピーし、物件ごとに申込書を作成してください。
WEB申込の場合も、物件ごとに入力・送信を繰り返してください。

Q：WEB申込した内容を修正できますか？

A：できません。市で修正いたしますので、お手数ですが、くらし安全安心課まで御連絡ください。

Q：媒介契約に手数料はかかりますか？

A：媒介契約自体には費用はかかりませんが、現地調査等で、通常想定されないもの等については、費用が発生することがあります。また、物件の売買等取引が成立した際には、一般的な不動産取引と同様、仲介手数料等がかかります。詳しくは、連絡のあった登録事業者に御確認ください。

Q：お断りしてもしつこく連絡が来たらどうしよう？

A：登録業者は市が協定を結んでいる団体の会員です。安心して御相談いただけ

る事業者となっていますが、万が一、このようなことがあった場合や困りごとについては、高松市くらし安全安心課まで御相談ください。

Q：申し込んだ後、途中でやめられますか？

A：高松市くらし安全安心課まで御連絡いただければ、途中で取りやめることも可能です。